

手続案内（産業技術課）

部局名	所属名
産業労働部	産業技術課
手続名	
特殊容器の指定製造者の指定	
根拠法令	
計量法	
条項	
第17条第1項	
手続対象者	
特殊容器の製造を行おうとする方	
提出先	
計量検定所	
提出時期	
特殊容器の製造を行う前	
提出書類	
① 特殊容器製造事業指定申請書 ② 登記簿謄本	
手数料	
—	
審査基準	
計量法第60条	
標準処理期間	
未設定	
相談窓口	
計量検定所	
備考	